

国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により利害関係のある事業者(裏面参照)の皆様から**原則として、以下の行為を受けることが禁止されています**。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

- 金銭や物品の贈与
- 酒食等のもてなし(接待)
- 車での送迎など、無償でのサービス提供
- 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること
- 金銭の貸付け
- 未公開株式の譲渡
- 無償での物品や不動産の貸付け



※上記の禁止行為に該当した場合でも、一部例外として認められるものもあります。

詳しくは国家公務員倫理審査会ホームページ(<https://www.jinji.go.jp/rinri/index.html>)をご覧ください。

利害関係があるとは…

国家公務員が以下の職務権限をあなたの属する事業者(※)に持っている場合です。

- ◆ 事業所管
- ◆ 許認可
- ◆ 補助金交付
- ◆ 立入検査、監査、監察
- ◆ 不利益処分や行政指導
- ◆ 契約 など

※国や地方公共団体などの団体のほか、個人事業者も含まれます。

利害関係者ではない事業者からであっても、国家公務員が繰り返し接待を受けるなど、社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈与を受けた場合には、その国家公務員が法令違反となります。

表面にある禁止されている行為をしている国家公務員を見つけた方は…

公務員倫理ホットライン (国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

rinrimail@jinji.go.jp

公務員倫理ホットライン

検索

※通報した方の氏名等は窓口受付にとどめるなど通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。なお、匿名での通報も可能です。



リサイクル選択(A)

この印刷物は、印刷廃棄の紙へリサイクルできます。

令和2年11月 国家公務員倫理審査会作成